



| | |
|------------------|---|
| Title | 雑報 |
| Citation | 北大法学論集, 47(5), 487-489 |
| Issue Date | 1997-02-10 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/15701 |
| Type | bulletin (other) |
| File Information | 47(5)_p487-489.pdf |



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○平成八年六月二十八日（金）午後二時半より

「堂島米会所と『神の見えざる手』——近世日本における市場
社会の形成——」

報告者 野村真紀氏

（北海道大学法学部助教授）

出席者 三二名

本報告の内容は、別稿にて掲載される予定である。

○平成八年七月一九日（金）午後一時半より

「韓国人の法意識」

報告者 高翔龍氏

（成均館大学校法科大学教授）

出席者 三四名

本報告の内容は、別稿にて掲載される予定である。

○平成八年七月二四日（水）午後二時半より

日仏国際シンポジウム『建築をめぐる契約の諸問題』
「フランスにおける建築契約」

報告者 ユーグ・ペリネマルケ氏

（ポワチエ大学法学部教授）

「日本における建築契約」

報告者 吉田克己氏

（北海道大学法学部教授）

出席者 二二名

これらの報告および討論の内容は、別稿で本誌に掲載する予定である。

○平成八年七月二五日(木)午後一時半より

「独禁法違反に対して民事訴訟が

機能しないという神話について」

報告者 白 石 忠 志 氏

(東北大学法学部助教)

出席者

二三名

いわゆる鶴岡灯油事件に対して下された最判平成元年一二月八日(民集四三卷一一号一二五九頁)に対しては、灯油に関する価格協定によって生じた損害の賠償を求めた私人の請求を棄却した判決として、厳しい批判が加えられている。独禁法違反に対して私訴による責任追求の方途を閉ざす判決であるというのである。特に、原審判決が価格協定直前の小売価格をもって想定購入価格と解し、協定価格との差額の損害賠償を容認していたことから、これを破棄し、請求棄却で自判した最高裁判決よりも原審判決を支持する見解の方が有力である。

しかし、価格が全く上昇しなかったとしても価格協定は独禁法違反を組成すると解されるから、独禁法違反があるという事実、ただちに金銭的な損害が生じているということを意味するものではない。また、価格協定直前の小売価格ではなく、価

格協定がなかったとしたならば想定されるべき購入時の小売価格と、協定価格の差額こそが損害額として観念しうべきものであろう。特に石油ショック以降、原油価格が高騰の一途を辿っていたという特殊事情がある本件では、価格協定が無かったとしても、小売価格は上昇していたであろうと認められる。本件の原告は一貫して、協定直前の小売価格をもって想定購入価格であるという立場に固執し続けていた。最高裁はこのような状況の下で、損害の主張、立証がないと判断したものでしかない。もちろん、破棄自判した最高裁に対しては、再度、最高裁の立場に従った上での想定購入価格の主張、立証を尽くさせるために、原審に差し戻すべきではなかったかという疑問が湧くが、長期に渡って一貫して想定購入価格を直前の小売価格であるとする立場を原告が主張しつづけていたという事に鑑みて、事件を終局させるに機が熟していると判断したとみることができる。あるいは、石油ショック下でいずれにせよ想定購入価格は協定価格を超えていたと推察したのかも知れない。とにかく、本件最判はこのような特殊な状況下で下されたものであり、闇雲に反対するのではなく、とりあえず最判の本件事案に対する取り扱いは是認したうえで、その射程を限定する方向で冷静に議論を進めた方がよいのではなからうか。

頁参照。
詳細は、白石忠志「判比」法学協会雑誌一一三卷五号八五〇

(文責 田村 善之)